

「対人地雷禁止レジーム」

—規範の形成過程における言説対抗—

《論文概要》

1997年12月3、4日、「対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止ならびに破壊に関する条約(以下、対人地雷全廃条約)」の調印式が行われた。この条約は、対人地雷の生産、使用、輸出を全面禁止し、さらに貯蔵地雷は4年以内、埋蔵地雷は10年以内に破壊する事を例外・留保条件なしに義務づける厳格なものである。この条約は、当時広く世界中の国によって実際に使用されていた対人地雷を、全面禁止するという極めて異例のものであった。だがそれにもかかわらず、調印式では120カ国以上の国が条約に調印し、条約に調印していない国も、その行動を対人地雷不使用へとかなりの程度収斂させつつある。また、その条約形成過程も歴史上他に類を見ないものであった。中小国の連合がNGOとかつてないほど緊密にそして効果的に協力し合い、大国の反対にもかかわらず、交渉開始からわずか一年余りで条約を作り上げたのである。

いったいいかにして、広く世界中で使用されていた対人地雷を全面禁止するというような規範が、これほど短期間の間に多くの国に共有されるようになったのであろうか。この問いを明らかにすることこそが、まさに本研究の目的である。従来、安全保障分野においては、国際協力を行うこと自体が困難視され、また安全保障に関わる分野において、NGOなど非国家主体の声が政策に反映されることはほとんどなかった。そのような安全保障分野の一つである対人地雷問題において、いかにしてこのようなことが可能となったのであろうか。最もそのような協力が困難と思われていた安全保障分野におけるこの経験を分析し、他分野に対する応用可能性を検討する意義は大きい。

しかしながら、現在までのところ、対人地雷全廃条約、そして対人地雷禁止レジームの形成過程(オタワプロセス)に関してなされている議論は、ほぼ全て印象論的なものにとどまっている。その重要性を指摘するものや、他分野への応用可能性に言及するものは多々あるが、オタワプロセス自体をしっかりと調査した上で、議論を行っているものはほぼ皆無なのである。実際、数多く出されているオタワプロセスに関する書籍のほとんどは、実際にプロセスに関わった人々による報告、ルポの域を出ない。これらの書籍は、プロセスに

関わった当事者にしか知りえない貴重な情報を提供してくれる一方で、その扱う問題、パースペクティブ、情報に偏りがある事が少なくない。後にも詳しく見ていくが、現在のところ、オタワプロセスについて書かれた学術的な書籍・報告書も数が極めて少なく、プロセスの全体像を与えてくれるものは存在しないといっても過言ではない。

対人地雷全廃条約は、他に類を見ない形成過程を辿った。対人地雷全廃条約・レジームの形成過程は、国際政治学において主流を占めてきた国家中心の国際政治理論からだけでは、十分に説明することができない。国家の軍事的安全保障を中核的国益と考える伝統的国際政治理論からすると、対人地雷を全廃する条約に、なぜこれほどまでに多くの国が調印したのかは、一種のパズルである。条約に多くの国が調印したのは、地雷の必要性が低下し、それが不必要な国が増加したからだといった説明は乱暴に過ぎる。実際、条約調印国には、紛争を抱える国、地雷製造国なども含まれており、各国が調印に至った経緯はそれほど単純なものではない。

従来の国際政治理論からは十分に把握できない事象だからこそ、オタワプロセス自体がいかなるものであったのか丹念に見なければなるまい。そうした作業をすることなしには、極めてユニークな過程を経て形成されたこのレジームの意味、意義を明らかにすることはできない。本研究の問題意識はまさにここにある。それゆえ、本研究では対人地雷禁止レジームの形成過程、それ自体を、可能な限り詳細に、そして立体的に描き出そうと試みる。そうした作業は、対人地雷禁止レジームの形成過程が他分野におけるレジーム形成に対して有する示唆や、応用可能性を考察する上での重要な、そして必要不可欠な基礎作業となるであろう。具体的事実を体系的に跡付け、さらに、なぜ対人地雷禁止レジームが形成されたの明らかとする分析が必要とされているのである。

以下では簡単に、本研究の構成について触れておく。第一章では、まず、対人地雷とはいかなる兵器なのか、またそれが問題視される理由を概観する。その上で、非人道的な結果を引き起こす対人地雷の全廃が、なぜ1990年代に入るまで叫ばれることがなかったのか、この点の考察を進める。具体的には、冷戦終焉とその一因となったグローバリゼーションが、国際政治にいかなる影響を与えていたのか、またそれが対人地雷禁止レジームの形成にいかなる影響を及ぼしたのかを検討することで、対人地雷禁止レジーム形成が可能となったの背景要因を探るのである。しかし、対人地雷禁止レジームの形成を阻害する要因が取り除かれ、対人地雷問題が国際化しても、すぐに対人地雷全廃が達成されたわけではなかった。なぜ、1995年に開始されたCCW（通称特定通常兵器使用禁止・制限

条約)を改訂し地雷全廃を達成する試みは失敗したのであろうか。また、CCW改訂議定書締結からわずか一年余りで、厳格な対人地雷全廃条約が形成された。いかにしてこのようなことが可能となったのであろうか。こうした問いに対しては、既に指摘したように従来の国際政治理論からのみでは十分に説得的な解答を与えることが出来ない。そこで第二章では、従来の国際政治理論を概観し、それぞれの理論が対人地雷禁止レジームの形成過程を分析する際に有する有効性及び限界を検討する。その上で、対人地雷禁止条約の形成過程を分析するのに適した分析枠組みを構築する。その後、第三章以降では、この分析枠組みを念頭におきつつ、可能な限り体系的・包括的に資料を用いつつ、レジーム形成過程そのものを丹念に明らかにしていく。第三章では、対人地雷問題が国際化する過程を跡付け、第四章では、CCWの改訂作業を通じた対人地雷全廃の試みを見てゆく。そうした作業を行った上で、第五章では、かつてない交渉過程を辿った対人地雷全廃条約の形成過程、いわゆるオタワプロセスについて詳細に見ていく。また、こうした分析は、地雷問題をめぐる各国国内政治と各国間の国際政治の密接な相互連関を見ることを通して行われる。各国の分析は、特に重要であり、また対照的な行動をとった日米加の3カ国を主として取り上げて分析を進めていく。加えて、第六章では統計分析を用いてそのような3カ国の分析を補いたい。

このような対人地雷禁止レジームの形成過程そのものの分析を通して、一体いかにして対人地雷禁止レジームの形成が可能となったのか、実際に何がどういうメカニズムで起こったのか、といったことを実証的に検討する。そうした作業をしっかりと行うことで、対人地雷禁止レジーム形成に対する印象論的な議論を排し、冷戦後形づくられつつある国際秩序像を考察する助けとしたい。